

区分 投票区等名	(イ)選挙当日の有権者数			投票人									左のうち		備考
				普通投票又は期日前投票			不在者投票			(ロ)計			仮投票	不受理又は拒否と決定した在外投票及び不在者投票	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
岡崎 投票区	1,433	1,432	2,865	374	371	745	2	0	2	376	371	747	0	0	
霞台 投票区	1,247	1,180	2,427	387	358	745	1	2	3	388	360	748	0	0	
中央 投票区	2,395	2,466	4,861	687	721	1,408	1	5	6	688	726	1,414	0	0	
中郷 投票区	903	882	1,785	229	221	450	1	0	1	230	221	451	0	0	
上郷 投票区	1,070	1,105	2,175	352	376	728	3	3	6	355	379	734	0	0	
曙 投票区	894	1,017	1,911	309	370	679	2	2	4	311	372	683	0	0	
若栗 投票区	1,660	1,652	3,312	489	485	974	1	2	3	490	487	977	0	0	
本郷第一 投票区	2,029	2,035	4,064	529	530	1,059	3	1	4	532	531	1,063	0	0	
本郷第二 投票区	1,030	1,026	2,056	292	287	579	18	1	19	310	288	598	0	0	
二区 投票区	2,795	2,689	5,484	638	651	1,289	3	1	4	641	652	1,293	0	0	
実穀 投票区	1,260	1,326	2,586	384	383	767	2	2	4	386	385	771	0	0	
吉原 投票区	858	786	1,644	209	182	391	0	0	0	209	182	391	0	0	
福田 投票区	160	169	329	51	49	100	1	0	1	52	49	101	0	0	
君島 投票区	234	237	471	108	96	204	0	0	0	108	96	204	0	0	
埴 投票区	292	313	605	141	126	267	0	0	0	141	126	267	0	0	
飯倉二区 投票区	195	204	399	95	93	188	1	0	1	96	93	189	0	0	
島津 投票区	1,376	1,436	2,812	499	487	986	2	4	6	501	491	992	0	0	
掛馬 投票区	226	254	480	92	92	184	1	0	1	93	92	185	0	0	

①投票区 計	20,057	20,209	40,266	5,865	5,878	11,743	42	23	65	5,907	5,901	11,808	0	0	
②期日前投票所 計				2,517	2,902	5,419				2,517	2,902	5,419	0		
①+②	20,057	20,209	40,266	8,382	8,780	17,162	42	23	65	8,424	8,803	17,227	0	0	

(ハ) 令和6年3月18日現在の登録人数			(ニ) 無資格人員			無資格人員の内訳						(ホ) 補正登録をした者			投票率			
男	女	計	男	女	計	抹消人員			示人員			男	女	計	男	女	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%
20,316	20,432	40,748	259	223	482	13	12	25	246	211	457	0	0	0	42.00	43.56	42.78	

備考

- 1 普通投票又は期日前投票の欄の普通投票に係る人員数は、期日前投票及び不在者投票人員の重複計上を防ぐため、入場券の枚数、選挙人名簿の認印数、到着番号簿による人員及び投票用紙の残枚数との突合をしたものを記載すること。
- 2 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで表示すること。
- 3 (ハ)の欄には、選挙期日の直近の定時登録又は選挙時登録の人員を記載すること。ただし、当該定時登録又は選挙時登録後、確定判決により登録された者がある場合は、これを含めて記載すること。
- 4 無資格人員の欄には、期日前投票をした後無資格となった者を含めないこと。
- 5 抹消人員の欄には、上記3の登録以後に抹消した人員を記載すること。
- 6 (イ)=(ハ)-(ニ)+(ホ)となること。
- 7 備考の欄には、法第37条第7項の規定により投票区を指定する場合にあっては指定投票区、指定関係投票区の別を記載すること。
- 8 転出等による表示者は無資格人員に含むこと。ただし、そのうち引き続き証明により投票を行った者は、無資格人員には含めないこと。